

〔質疑〕白石城は建物を忠実に再現し復元されたが、歴史と文化のまちをさらに感じ取っていただくために、例えば城主の部屋を再現したり、白石の歴史と文化に関する資料を展示して、城郭博物館としての機能を持たせてはどうか伺いたい。

〔答弁〕白石城は建築基準法に基づき復元された。

同法は、高さのほか、櫓内部への展示物等についても制限しており、入館者の非常時の避難方法の確保もあり、ものを置けない状況になっている。

このようなことから、旧勤労青少年ホームをミュージアムに改装して、2階の展示室と、3階の3Dシアターを設置して特徴のある施設を設けるとともに、本丸を活用して白石城茶会や刀剣展などのイベントにも力を入れている。

また、通年観光の催しということで、春にはサツキ展を、秋には菊花展など、四季折々にいるいるな団体の協力を得ながら特別展を開催している。

〔質疑〕障害者自立支援法によって自己負担が出たことで

大きく利用が少なくなつたことに市としてはどのような対応をしているのか伺いたい。

〔答弁〕障害者自立支援法に基づく在宅利用者の利用状況について居宅サービスを利用してはいる方々については、ホームヘルプ、ショートステイ、グループホームそれぞれ101名であるが、その中で、利用を中止した方はいない。

これは市の独自軽減策を行った結果だと認識している。

次に、今後の新制度改正に対する市の対応について、昨年10月に障害者自立支援法の改善策が示された。

これについては、今まで社



会福祉法人を利用していたサービスについては2分の1

の軽減があったが、社会福祉法人の項目を撤廃して、NPOでもどこでも利用した際にはこれを4分の1まで引き下げるといふ通知がなされてお

り、このことにより利用者負担については軽減できると思っている。

また、事業者に対する緩和措置もあり、従来の月額支払いから個人の支払いに大きく変更された。

事業者は、その分減額されるという状況になり、80%までは国が負担していたものを、90%まで拡大する旨の通達が



白石城

10月の時点でおこなわれている。

また、この新法移行のための経過措置があり、ハード・ソフト面の支援、あるいは人的支援について、県の事業として支援するという通達が

あったので、白石市においてもこれらの通達に従って事業を行いたいと考えている。

〔質疑〕ごみ集積所設置の安全管理と収集業者への交通安全に対する指導をどのように行っているか伺いたい。

〔答弁〕設置要望を受けたときと、設置するとき現場を必ず確認している。

まず、収集車が入れる場所なのかどうか、それから道路に出ているか出ていないかなど安全を確かめた上で、集積所設置に対する補助金を支出しているが、市街地は設置スペースの問題で大変苦労している。

このことから、ごみ収集業者に対しても交通安全について、市民が車で通る、あるいは歩行する場合も十分安全確保をして、支障にならないよう注意を払って収集業務にあ

たるよう指導している。

〔質疑〕市営住宅に入りたいても抽せんになるから希望しても入居できない状況があると聞いている。

しかし実際は空きがあるよ

うだが、この空き家はどのようなものなのか、入居できる状態なのか伺いたい。

〔答弁〕3月31日現在で53戸あり、内訳は、まず昭和30年代、40年代に建設して非常に古くなったものについては、廃止すべきと考えているものがある。

それらについては廃止するところであるが、まだ住民が入居しているところがあり、例えば5戸建ての市営住宅であれば1戸でも入居者があれば取り壊す事はできず、4戸は空室となる。それらは政策空き家ということで、入居者募集をしないこととしており、31戸ある。

そのほか20年くらい住んで、退去した場合に、多額の改修費がかかるため、募集の準備段階にあるもの及び、特定公賃貸住宅がある。